

# タトゥー施術用機器



■ 令和2年9月16日、タトゥー施術行為は医行為にあたらぬ  
とする最高裁判決が確定

〈抜粋〉タトゥー施術行為は、装飾的ないし象徴的な要素や美術的な意義がある社会的な風俗として受け止められてきたものであって、医療及び保健指導に属する行為とは考えられてこなかったものである。

➡ タトゥー施術行為に使用することを目的とした器具（刺青、タトゥー等）については、薬事非該当

※ただし、医療の用途で使用することを目的とした穿刺針や色素注入器等については、従前どおり薬事該当

【参考】平成30年(あ)第1790号 医師法違反被告事件（令和2年9月16日 第二小法廷決定）